

## 接種会場に保護者が同伴しない場合について

16歳未満のお子さんが予防接種を受ける際には、原則、保護者（父・母・後見人）の同伴が必要です。

やむを得ない理由により保護者が同伴できない場合は、被接種者（接種を受けるお子さん）の健康状態を普段からよく知っており、予診票の質問項目についてよく理解して回答できる親族（祖父母など）が、保護者の委任を受けて同伴し、接種を受けることができます。

その場合、保護者が記入した委任状が必要です。下記の委任状を事前にご記入のうえ、接種当日にお持ちください。

※ 医療機関によっては、保護者の同伴が必須となる場合があります。

事前に接種を希望する医療機関にご確認ください。

### 委 任 状

年 月 日

<委任者>

保護者名（自署）

（被接種者との続柄）

私は、下記の者に（被接種者名）が受ける新型コロナワクチンの接種に関する一切の権限を委任します。

記

<受任者>

接種当日の同伴者名

（被接種者との続柄）

※ この委任状は、予診票とともに市に提出されます。

（参考：委任状の流れ） 被接種者 → 医療機関 → 市